

業務指示書

北米・中南米地域中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとしてします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流・ロジスティクスに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／広域物流計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：物流計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は西語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 陸上物流／道路施設】

- 1) 類似業務の経験：陸上物流に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 =122.85円 , EUR1 =130.12円, GTQ1=16.110円, HNL1=5.669円, NIO1=4.558円, 円, CRC1=0.233円,)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JTCA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JTCAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJTCA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JTCA在外事務所のJTCA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJTCA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJTCAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJTCAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／広域物流計画
陸上物流／道路施設

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.56 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月9日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米地域物流・ロジスティクスにかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/広域物流計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 陸上物流/道路施設	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

(1) SICA との協働による地域協力の推進

2005年8月に開催された「日本・中米サミット」で表明された「東京宣言」及び「行動計画」を受け、JICA は二国間協力を中心に中米統合機構（Sistema de la Integración Centroamericana。以下「SICA」という。）加盟国に対する協力を推進してきた。

一方で、同サミットから10年が経過し、国境を跨ぐ開発課題への対応、SICA が提唱する地域公共財（Regional Public Goods / Bienes Públicas Regionales）に係る協力などに対応すべく、より戦略的なSICA との連携・協働が求められている状況を踏まえ、2015年10月、SICA-JICA による協議において、JICA は①物流・ロジスティックス、②気候変動・インフラ、③生態系・湿地保全、④ジェンダー、の4分野についてSICA との協働による地域協力を推進していくことが確認された。

(2) 中米地域における物流・ロジスティックスの課題

世界銀行の調査（2014）¹によると、中米地域における陸上運搬コストは0.17USD/ton-kmと先進国平均の4倍程度（米国は0.02-0.108 USD/ton-km）と著しく高く、中米地域における経済発展、競争力向上の妨げとなっている。また、物流・ロジスティックスの改善による物流コストの削減は、最大で商品コストの19%減、28%の輸出増に繋がる可能性があり、その結果、商品需要及び雇用の拡大が期待できるとされている。

陸上運搬コストが高い原因としては、国境問題（国境施設の不備、税関手続きの非効率性等）、道路インフラの不備・不足、都市部の渋滞、物流戦略・政策の脆弱性等が挙げられる。

物流・ロジスティックス分野では、過去十年以上にわたり米州開発銀行（Inter-American Development Bank。以下「IDB」という。）、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（Economic Commission for Latin America and the Caribbean。以下「ECLAC」という。）、その他ドナーの支援を得て各種の調査や研究が実施されてきた。しかしながら、これら調査や研究成果は体系化されておらず、地域を横断する形での戦略的な活用はなされていない。

(3) 物流・ロジスティックスにかかる課題とJICA の対応

2015年3月、国連防災世界会議の際に来日したエルサルバドルのヘルソン・マルティネス公共事業大臣は、各国が独自に物流・ロジスティックスの政策を推進することの非効率性や中米地域として最も合理的な物流・ロジスティックスを考える枠組み、体制整備の欠如など、中米地域の有する物流・ロジスティックスの課題について説明し、本分野に対する支援の必要性について言及した。

これを踏まえ、SICA派遣中のJICA専門家による情報収集及び本年9月に開催された中米物流・ロジスティックス委員会²（Comisión Técnica Regional de Movilidad y Logística。以下「CTRML」という。）のワークショップを通じて課題の具体化が図られ、コンセプトペー

¹ "What Drives the High Price of Road Freight Transport in Central America?" 世界銀行2014

² CTRMLはCOMITRANのもと結成され、ベリーズ、ドミニカ共和国を除くSICA加盟6か国の物流・ロジスティックス関係省庁の副大臣もしくは実務担当部長および実務課長（各国2名）がメンバーとなっている。CTRMLのコーディネーターはエルサルバドル公共事業省が務める。

パーとして纏められた³。

これを受け、JICAは既存の調査、研究に関する情報の体系化、現状の把握、今後の中米地域における物流・ロジスティックス改善の方向性と対応策の提言を取り纏めることを目的に基礎情報収集・確認調査を実施することとした。

なお、中米運輸交通大臣会合（Consejo Sectorial de Ministros de Transporte de Centroamérica。以下「COMITRAN」という。）では、2016年6月のCOMITRAN会合で中米地域物流・ロジスティックス政策枠組み⁴を策定し、同年12月のSICA首脳サミット（ドミニカ共和国、ベリーズも含む8カ国）にて地域アジェンダとして承認を目指すことが合意されている。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

中米地域の物流・ロジスティックスに関する既存調査、研究が体系的に整理され、現状及び課題が把握されるとともに、中米地域物流・ロジスティックス政策枠組みを推進するために必要な実施体制が明らかになる。また、今後の中米地域における物流・ロジスティックス改善の方向性と対応策の提言が取り纏められる。

(2) 期待される成果

- ① 中米地域の物流・ロジスティックスに関する既存調査、研究結果の取り纏めおよび現地調査を通じて、以下の基礎情報が体系的に整理される。
 - ア) 物流の現状（物流施設、輸送貨物（内容・量）、輸送経路、発着地等）
 - イ) 中米地域および調査対象国の物流・ロジスティックスに関係する政策、戦略、計画等
- ② 上記①の分析及び関係者との協議を通じて、中米経済一般条約事務局（Secretaría de Integración Económica Centroamericana。以下「SIECA」という。）における実施体制（組織、機能、予算、人的資源など）をはじめとした、中米地域物流・ロジスティックス政策枠組みを実施・推進するうえでの課題が明らかとなる。
- ③ 上記②を受けて、中米地域物流・ロジスティックス政策枠組みを推進するために必要なSIECAの実施体制が提案され、同実施体制の整備に必要な条件および実施体制を整備することによる効果が整理される。
- ④ 中米地域における物流の課題を改善するためのハード面（交通インフラ、物流施設・機器、情報設備等・システム等）とソフト面（組織、制度、人材開発等）に関する施策（優先プロジェクトのロングリストを含む）および提言を中米地

³ コンセプトペーパーでは、①現状と課題分析・診断マッピング、②地域政策実行と投入重複回避のための地域実施組織の強化デザイン検討、③組織強化のためのアクションプランの提案、④組織能力開発のための技術協力、の4分野の活動が記載されている。10月22日のCOMITRAN第35回会合（同会合の議事録別添）にて全大臣間で共有、その位置づけが確認されている。

⁴ 同政策枠組み策定は米州開発銀行（IDB）および国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）が支援している。同政策枠組みは、国境の統合、空輸セクター、港湾セクター、陸路セクター、鉄道セクターの重点5分野を対象とし、不必要な国境手続きの簡略化、運輸統合等による生産コストの削減、地域内外における経済、商業活動の活性化、持続的な投資の増大などの経済的インパクトを目指したもの。

域物流戦略（案）として取り纏める。

(3) 対象地域

中米6カ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）

※第一次現地調査および第三次現地調査の本邦出発後の渡航順は以下のとおりとする。

1. グアテマラ（SIECA事務局）
2. エルサルバドル（CTRML議長国）
3. ホンジュラス（COMITRAN議長国）

ホンジュラスの後は効率的な訪問順を提案すること。

(4) 関係機関

SIECA運輸交通室、CTRML

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の概要」に掲げる「(1) 業務の目的」及び「(2) 期待される成果」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) フェーズ毎の内容

本調査は「2. 業務の概要」「(2) 期待される成果」の①～③をフェーズ1、④をフェーズ2とする。プロポーザルではフェーズ1を19.8MM、フェーズ2を21.6MMとして、具体的な調査内容の提案を行うこと。なお、フェーズ1の調査結果を踏まえ、フェーズ2の調査内容、行程及び手法は見直しを行い、必要に応じて変更案をJICAと協議すること。

(2) 既存資料・データの有効活用

中米地域における物流・ロジスティックスに関してはこれまでIDBやECLACを中心に多数の調査、研究が実施されている。本調査ではこれらの資料やデータを網羅的に整理・分析し、体系的に取り纏めること。

(3) 本調査の位置づけ

本調査はSICAとの協働による地域協力重点4分野の一つである「物流・ロジスティックス」分野にかかる情報収集・確認調査であり、今後の同分野におけるJICAの協力方向性を検討する基礎情報となるものである。特に、「2. 業務の概要」「(2) 期待される成果」の③～④については、将来的なJICAによる協力のフィージビリティも検討し、現実的な提案を行うこと。

(4) 調査の重点について

本調査では、各国の物流・ロジスティックスの政策や取組み状況を十分に把握、分析したうえで、各国が独自に物流・ロジスティックスの政策を進めることによる非

効率的なテーマ・課題を具体的に抽出、分析し、地域として最も合理的な物流・ロジスティックスの改善を図る観点から、取り組むべき優先テーマ・課題の絞り込みを行うこと。

(5) 中米地域物流・ロジスティック政策枠組みを踏まえた調査の実施

本調査は中米地域物流・ロジスティック政策枠組みを踏まえて、同政策枠組みの実施・推進に必要な基礎情報の取り纏めおよび組織体制を提案するとともに、「今後の中米地域における物流・ロジスティックス改善の方向性と対応策の提言を取り纏めるものである。よって、同政策枠組み策定を支援するIDB、ECLACとの連携を密にし、同政策枠組みと齟齬の無い提案、基礎情報の取り纏めを行うこと。

(6) 既存資料や政策の情報収集・分析の対象とする分野（3分野）

- ・ 陸上物流（道路、鉄道、国境手続きを含む）
- ・ 航空物流
- ・ 海上物流

(7) 中米地域物流戦略（案）で提言される施策の内容

優先プロジェクトのロングリストを提案する際には、各々のプロジェクトの実現に必要なとなる、①予算（事業実施に必要な予算、資金調達計画等）、②制度（事業を実現するために必要とされる法体系等）、③実施体制（関係機関の特定と意思決定等の調整メカニズム、求められる組織・人材の能力）の各面について考察を行い、政策実現に向かって克服しなくてはならない課題がある場合には、現実的な対応策とともに提示する。また、短期的に実施すべきプロジェクトについては、ロングリストに加えて実施機関の予算プロセス、財政規模、ドナー等の援助機関との関係、支援プログラムを把握したうえでの実現可能性の高い具体的なプロジェクトを提案すること。

(8) 本邦招聘

本調査の前準備として、2016年2月13日～2月24日までSIECA、CTRMLを中心とした中米関係者を本邦に招聘し、中米地域における物流・ロジスティックスの政策枠組みを推進するうえで有用な日本の経験や取組みについて講義・視察を通じて学ぶ予定である。コンサルタントは、本招聘の機会を最大限に活用し、本調査のインセプション・レポート（IC/R）の協議を行い、本調査実施に向けた関係者間のコンセンサスを図り、その後の円滑な調査実施に繋げること。なお、本招聘はJICAが実施するものであり、招聘実施にかかるコンサルタントによる経費計上は不要。

(9) 調査結果の共有・活用方法の整理

調査で入手したデータや各種調査結果は、公開可能なものは地域公共財としてSIECA等の関係機関のHPに掲載し、適宜SIECA、CTRMLにより更新され、活用されることが期待されている。そのため、本調査の早い段階から調査データや各種調査結果の共有・活用方法についてSIECA、CTRMLと協議し、その仕組みを整理すること。

5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・各現地作業及び国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

【フェーズ1】

<第1次国内作業>

(1) 既存情報の整理

日本国内で入手可能な中米における物流・ロジスティックス分野の既存の関連調査、研究、中米地域・各国社会経済指標、政策、戦略、計画等を収集・整理する。

(2) 調査実施方針の策定及びインセプション・レポート (IC/R) の作成

調査実施に関する基本方針、方法、調査項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、それらを踏まえたうえで、IC/Rを作成し、内容についてJICAの承認を得る。

(3) IC/Rの協議

別途、JICAが実施する「中米地域物流・ロジスティックスにかかる招聘」において来日が予定されている中米関係者に対して、IC/Rについて説明・協議を行い、コメントに基づいたIC/Rの修正を行う。また、第1次現地調査のIC/Rにかかる説明・協議の参加機関、参加者等についても確認すること。

<第1次現地調査>

(4) 調査実施体制の構築およびIC/Rの協議

本調査内容をSIECA、CTRMLならびに関係機関で共有、議論することを目的として、IC/Rについて説明・協議を行い、了解を得たうえで現地調査を開始する。説明・協議場所はSIECA（グアテマラ）を想定している（グアテマラ以外のCTRML各国メンバーならびに関係機関とは、JICAのTV会議システムで接続し、協議に参加することを想定）。なお、本協議にかかる日程等の調整は「4. 実施方針及び留意事項」「(8) 本邦招聘」に記載の本邦における協議の際に行うこととし、必要に応じてJICAが支援する。

(5) 関連情報の収集

SIECA、CTRMLおよび上記2. (3) 対象地域の中米6カ国の関係機関及び物流施設を訪問し、以下の情報を収集し、整理、分析する。

① 中米地域における経済・産業の動向

- ア) 社会経済指標
- イ) 経済・産業に係る開発計画
- ウ) 貿易・民間投資の動向
- エ) 物流産業の動向
- オ) (物流以外の) 産業の動向

② 中米地域における物流・運輸・貿易の現状

- ア) 貿易と貨物輸送の現状
- イ) 運輸セクターの現状

- ・道路輸送システムの現状
- ・港湾と海運システムの現状
- ・空港と空運システムの現状
- ・鉄道輸送システムの現状
- ・ロジスティック・ターミナルの現状

ウ) 通関、輸出入許可等貿易関係の手續・規制の現状と計画

- ③ 中米地域および各国における物流に係る政策、法令・基準、組織体制、制度
- ④ 物流に関連するドナーや国際機関の主要プロジェクト・計画
- ⑤ 中米地域における一般的な気象条件および自然災害リスク

(6) 各国および民間企業の現状調査

上記(5)を補足するため、各国の主要都市および関連する主要回廊について、現地調査を行い、産業の動向や各種開発計画、民間投資の動向、物流インフラの整備状況等について情報を収集する。また、商工会議所や外資系企業、代表的各国企業、物流企業(フォワダー、運輸業)等へのヒアリング調査により、物流の現状と課題を把握する。なお、現地調査の対象とする各国の主要都市は、各国3都市を目安とする。

<第2次国内作業>

(7) インタリム・レポート(IT/R)作成

上記(1)～(6)を取り纏めたIT/Rを作成し、JICAの承認を得る。

<第2次現地調査>

(8) IT/R協議

SIECA、CTRLMLならびに関係機関に対し、IT/Rの説明・協議を行い、その結果を踏まえてIT/Rの内容を修正する(場所はグアテマラを想定。グアテマラ以外のCTRLML各国メンバーならびに関係機関は、JICAのTV会議システムを活用し、協議へ参加するようSIECAを通じて調整を図ること)。

(9) 中米地域物流・ロジスティックス政策策定枠組みにかかる分析・検討

2016年6月に策定予定の中米地域物流・ロジスティックス政策策定枠組みにかかる情報を入手し、内容の検討および分析を行う。

(10) 中米地域物流・ロジスティックス政策策定枠組みを推進するための課題の整理・分析

SIECA、CTRLMLならびに関係機関を対象にワークショップを実施し、中米地域物流・ロジスティックス政策策定枠組みを推進するための課題を抽出し、整理する。なお、ワークショップは以下の想定で本見積りに含めること。

- 開催場所：グアテマラ・シティ内のホテル
- 開催期間：1日
- 人数：25名
- 計上が必要な費用：

・CTRML関係者の旅費：パナマ2名、コスタリカ2名、ニカラグア2名、エルサルバドル2名、ホンジュラス2名の計10名分の航空賃、宿泊費（11,600円／泊）および日当（3,800円／泊）（2泊3日）。

・会場費

（11）中米地域物流・ロジスティックス政策枠組みを推進するために必要な実施体制の整理

上記（10）を踏まえたうえで、SIECA、CTRMLとの協議を行い、中米地域物流・ロジスティックス政策枠組みを推進するために必要な実施体制（組織、機能、予算、人的資源など）を整理する。

<第3次国内作業>

（12）第3次現地調査の提案

上記（1）～（11）を踏まえたうえで、「2. 業務の概要」「（2）期待される成果」④の達成に必要となる【フェーズ2】の調査内容、行程及び手法について、変更が必要な場合には、JICAと協議の上で見直しを行い、JICAの承認を得る。なお、【フェーズ2】の業務量の目途は21.6MMとする。

【フェーズ2】

<第3次現地調査>

「2. 業務の概要」「（2）期待される成果」④を達成すべく、（12）で承認された調査内容、行程及び手法を実施する。

（13）上記（12）を踏まえ、必要な物流調査の実施

（14）上記（13）の調査結果の整理・分析

（15）中米地域物流戦略（案）および施策の提案

これまでの調査結果を踏まえ、中米地域における物流の課題を改善するためのハード面（交通インフラ、物流施設・機器、情報設備等・システム等）とソフト面（組織、制度、人材開発等）に関する施策（優先プロジェクトのロングリストを含む）および提言を中米地域物流戦略（案）として取り纏める。

<第4次国内作業>

（16）ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成

上記結果を取り纏めたDF/Rを作成する。

<第4次現地調査>

（17）DF/R協議

SIECA、CTRMLならびに関係機関に対し、DF/Rの説明・協議を行い、その結果を踏まえてDF/Rの内容を修正する（場所はグアテマラを想定。グアテマラ以外のCTRML各国メンバーならびに関係機関は、JICAのTV会議システムを活用し、協議

へ参加するようSIECAを通じて調整を図ること)

(18) セミナーの開催

DF/Rで取り纏めた結果を中心に現地関係者を対象としたセミナーを開催する。なお、セミナーは以下の想定で本見積りに含めること。

- 開催場所：グアテマラ・シティ内のホテル
- 開催期間：1日
- 人数：25名
- 計上が必要な経費
 - ・CTRML 関係者の旅費：パナマ2名、コスタリカ2名、ニカラグア2名、エルサルバドル2名、ホンジュラス2名の計10名分の航空賃、宿泊費（11,600円/泊）および日当（3,800円/泊）（2泊3日）。
 - ・会場費

<第5次国内作業>

(19) ファイナル・レポート (F/R) の作成

DF/R協議結果のほか、セミナーでのコメントを踏まえ、修正、追加等を行う。以上の作業を経てF/Rを作成する。

6. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、最終成果品は、(4) ファイナルレポート (F/R) とする。なお、ファイナルレポート (F/R) の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、調査手法、作業工程、要員計画等
(先方関係者への本調査の説明資料)

提出時期：2016年2月中旬

部数：和文10部（簡易製本）、西語25部（簡易製本）

(2) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：中米地域物流・ロジスティックスに係る現状・課題

提出時期：2016年6月下旬

部数：和文10部（簡易製本）、西文10部（簡易製本）

(3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：業務結果全体

提出時期：2016年12月上旬

部数：和文10部（簡易製本）、西文10部（簡易製本）

(4) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果全体

提出時期：2017年1月中旬

部数：和文20部（製本）、和文要約20部（製本）、西文25部（製本）、西文要約25部（製本）、CD-R25枚

第3 業務実施上の条件

1. 業務行程計画

No.	項目/2016年	2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				2017年1月			
		1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w								
1	第一次国内作業																																																
2	第一次現地作業																																																
3	第二次国内作業																																																
4	第二次現地作業																																																
5	第三次国内作業																																																
6	第三次現地作業																																																
7	第四次国内作業																																																
8	第四次現地作業																																																
9	第五次国内作業																																																

IC/R: インセプションレポート IT/R: インテリムレポート (TV会議中間報告) DF/R: ドラフトファイナルレポート F/R: ファイナルレポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体 約 41.4M/M (フェーズ1は 19.8MM 及びフェーズ2は 21.6MM)

(2) 業務従事者構成 (案)

- ア 総括/広域物流計画 (2号)
- イ 陸上物流/道路施設: (2号) (語学力評価せず)
- ウ 海上物流/港湾施設
- エ 航空物流/空港施設
- オ 通関制度/通関システム
- カ 法制度/政策・計画分析
- キ 産業開発/地域開発

3. 対象機関・国からの便宜供与

SIECA 及び対象 6ヶ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICA は、現地調査開始時における関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

なお、グアテマラにおいては、SIECA 内に調査団の作業スペースが確保されているため、経費の計上は不要。

4. 現地再委託

現地再委託を想定する業務は想定していないが、現地再委託による調査が必要な調査内容がある場合には、プロポーザルで提案すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その場合の経費については、本見積りとする。なお、現地

再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. 配布資料および関連資料

- (1) 中米物流・ロジスティックス政策枠組み（Profile）（西・日）
- (2) SICA-JICA プロジェクトコンセプトペーパー（西・日）
- (3) 中米における協調国境管理 に重点を置いた貿易円滑化および競争力強化のための戦略（西・日）
- (4) 中米における協調国境管理 に重点を置いた貿易円滑化のための戦略（プレゼンテーション：西・日）

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA の各国在外拠点などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

